

川崎市特別養護老人ホーム（陽だまりの園）の移管先予定者 （譲渡民設化）の選定結果について

1 移管先予定者として選定された団体の主な提案内容

対象施設：特別養護老人ホーム陽だまりの園

所在地：高津区諏訪2丁目10番15号

移管事業：特別養護老人ホーム 50床、短期入所生活介護 10床、
地域包括支援センター

移管時期：令和6年4月1日

2 移管先予定者の概要

名称：社会福祉法人 照陽会

所在地：川崎市多摩区栗谷2-16-6

主な業務内容：社会福祉事業

3 選定の経緯

令和4年 9月 募集開始

令和4年11月 募集締切

令和4年12月 川崎市健康福祉局民間活用事業者選定評価委員会高齢者施設整備選定部会にて移管先予定者の調査審議を行った。

4 応募状況

応募法人：3法人（応募受付順）

社会福祉法人 照陽会 理事長 高橋 照比古

社会福祉法人 諏訪福祉会 理事長 山本 登

社会福祉法人 光彩会 理事長 野澤 孝道

5 川崎市健康福祉局民間活用事業者選定評価委員会高齢者施設整備選定部会委員

- ・大原 一興（横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院 教授）
- ・峯尾 武巳（NPO法人介護の会まつなみ 理事長）
- ・鈴木 恵子（NPO法人すずの会 代表）
- ・堀越 ひろみ（長寿社会文化協会第三者評価事業部 調査評価員）
- ・新井 努（新井公認会計士事務所 公認会計士）

6 選定理由

川崎市健康福祉局民間活用事業者選定評価委員会高齢者施設整備選定部会において、社会福祉法人照陽会は、選定の条件である基準点を超え、審議の結果、移管先運営法人にふさわしいと判断されたため。

7 審査結果 3法人

(書類審査と面接審査の合計点における基準点 840点)

	評価項目	照陽会	光彩会	諏訪 福祉会
書 類 審 査	基本方針が適切であること	36	36	36
	事業計画が適切であること	65	63	62
	健康管理・衛生管理について、十分な配慮がなされていること	32	34	37
	危機管理・安全管理が適切であること	34	34	35
	平等利用の確保について、十分な配慮がなされていること	16	15	14
	利用者意見の反映が適切であること	32	33	30
	上乘せ提案の内容が効果的であること	30	30	30
	収支計画が適切であること	58	59	47
	経費削減策が適切であること	30	30	30
	業務改善に向けた取組が適切であること	14	16	16
	職員体制等の考え方が適切であること	54	54	57
	団体の運営状況が安定していること	66	66	61
	事業実績が適切であること	18	17	16
	情報公開が十分になされていること	14	16	15
	個人情報保護について、十分な認識を持っていること	15	15	16
	コンプライアンスについて、十分な認識を持っていること	15	16	16
	引き継ぎ方法等の内容が適切であること	28	30	30
	地域における公益的な活動の内容が適切であること	30	30	32
地域包括支援センター事業計画が適切であること	34	34	36	
現在の指定管理者の実績	75	0	0	
小 計		696	628	616
面 接 審 査	応募の動機が認められること	34	34	34
	積極的な姿勢や意欲が感じられること	38	38	28
	入居者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って処遇を行うことが感じられること	49	50	50
	職場環境向上の取組が適切であること	36	36	30
	地域住民や福祉人材等との連携（地域還元を含む）に対する考え方が適切であること	80	75	73
提出書類から得られた内容を踏まえ、面接審査で的確な提案を行っていること	32	34	30	
小 計		269	267	245
得 点 合 計		965	895	861

※書類審査及び面接審査の結果を総合的に評価し、点数が最も高い者を移管先予定者として選定する。また、2番目に点数が高い者を次点とし、第一順位の者が移管先予定者としての資格を取り消された場合、第二順位の者と本市で移管先予定者として整備を進めるか協議を行う。